

改正廃棄物処理法、資源循環と排出事業者責任の行方 ～法改正や裁判例、国内外動向から将来の排出事業者責任を考える～

昨年改正された廃棄物処理法が、平成30年4月1日に一部施行され、政省令や環境省通知により、順次、改正法の運用の詳細が明らかになりつつあります。

また、昨年は、民法上の事務管理の規定に基づき、過失がなくても排出事業者責任を認めるという注目すべき判決が出されました。これにより排出事業者は、埋立からリサイクル・資源循環へのシフトが求められることとなります。一方、中国の廃棄物輸入規制は、日本だけでなく欧州の資源循環政策に影響を及ぼしはじめています。こうした状況から、企業の排出事業者責任のあり方も見直す時期に来ているといえます。

そこで本セミナーでは、改正廃棄物処理法の最新動向、昨年の裁判例、資源循環を巡る国内外の動向についての解説とともに、廃棄物実務に通じた弁護士を中心に、今後の資源循環と排出事業者責任のあり方についてパネル形式でディスカッションいたします。

日時 2018年7月10日(火)午後2時～午後5時

場所 TKP新橋カンファレンスセンター

東京都港区西新橋1-15-1(裏面地図ご参照)

- 内容
1. 改正廃棄物処理法解説 弁護士 村谷昇司
 2. 排出者責任に関する最新裁判例 弁護士 佐藤 泉
 3. 国際資源循環に関する動向 環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室室長補佐 井上雄祐氏
 4. パネルディスカッション「資源循環と排出事業者責任の行方」
モデレーター 弁護士 伊達雄介
パネリスト 弁護士 佐藤泉、同 高橋大祐、同 北島隆次

主催 日本CSR普及協会 後援 日本弁護士連合会

参加費 5,000円(当日申し受けます) 会員弁護士・会員企業(2名まで) 無料

日本CSR普及協会 事務局 宛(FAX:03-3583-2699)切り取り不要

第1回研修セミナー(環境)に出席を申し込みます。【申込締切日: 6月28日(木)】

1. ①企業関係者 ②弁護士(登録番号) ③その他()

2. 住所 〒 (電話) _____
(e-mail) _____@_____

フリガナ

3. 氏名 _____ ご所属 _____ (企業・部署名/弁護士会名)

4. ① 協会会員 ② 協会理事 ③ 近畿支部会員 ④ 非会員

◎ 問い合わせ先 日本CSR普及協会 (電話 03-3568-3891) <http://www.jcsr.jp>
ご提供いただいた個人情報は本セミナーに関する連絡以外には使用しません。

日本CSR普及協会2018年度 第1回研修セミナー会場のご案内



TKP 新橋カンファレンスセンター ホール2A

東京都港区西新橋1丁目15-1 大手町建物田村町ビル

- 都営三田線 内幸町駅 A3 出口 徒歩1分
- 東京メトロ銀座線 新橋駅 8番出口 徒歩3分
- JR 山手線 新橋駅 日比谷口 徒歩4分
- JR 東海道本線 新橋駅 日比谷口 徒歩4分
- JR 横須賀線 新橋駅 日比谷口 徒歩4分
- ゆりかもめ 新橋駅 徒歩7分
- 都営浅草線 新橋駅 A3 出口 徒歩8分
- 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 1番出口 徒歩5分
- 東京メトロ丸ノ内線 霞ヶ関(東京都)駅 C3 出口 徒歩7分
- 東京メトロ千代田線 霞ヶ関(東京都)駅 C3 出口 徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線 霞ヶ関(東京都)駅 C3 出口 徒歩7分

問い合わせ先：日本CSR普及協会

TEL 03-3568-3891

<http://www.jcsr.jp>